

国家公務員法等の一部を改正する法律案（検察庁法等関連）

前回審査時から修正した内容について

該当条項	修 正 内 容	理 由
国家公務員法等の一部を改正する法律案第4条関係	条文中「検事を以てこれに」を「を以てこれに」に、「検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて」を「（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて」に修正（検察庁法第9条及び第10条関係）	法制局三部参事官から御指摘（文字数が少ない）
改正後の検察庁法附則第3条関係	条文中「令和三年」を「令和四年」に、「令和五年」を「令和六年」に修正	施行日が変更されたため
改正後の検察庁法附則第4条関係	① 条文中「令和元年法律第 号」を「令和二年法律第 号」に修正 ② 条文中「附則第十九項から第二十二項」を「附則第十二項から第十五項」に修正	① 法案提出時期が変更されたため ② 前回審査後の本法案附則の修正に伴うハネ改正
国家公務員法等の一部を改正する法律案第5条関係	条文中「（昭和二十二年法律第百二十号）」を加え、「」を削除し、「如何なる」を「の如何なる」に、「いかなる」を「（昭和二十二年法律第百二十号）のいかなる」に修正	法制局三部参事官から御指摘（文字数が少ない）
改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第5条第1項関係	条文中「その者が受ける号」を「その者の受ける号」に修正	法制局三部参事官から御指摘（他の規定と平仄合わせ）
改正後の検察官の俸給等に関する法律附則第5条第2項関係	「その者の受ける俸給月額」の前に「前項の規定により」又は「同項の規定により」を追加	法制局三部参事官から御指摘（他の規定と平仄合わせ）
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第2条関係	① 第5項及び第6項を、それぞれ第4項及び第5項に修正 ② 第4項中「附則第十五条」を「附則第十六条」に、第5項中「令和	① 前回審査後に本法案附則が修正されたため ② ①の修正に伴うハネ改正

	四年」を「令和五年」に修正	
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第15条関係	条番号を第15条から第16条に修正	前回審査後に本法案附則が修正されたため
改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律附則関係	附則第4項を附則第3条第1項に、附則第5項を附則第3条第2項に、同項中「「附則第四項」を「附則第三条第一項」に修正	前回審査後に本法案附則が修正されたため
国家公務員法等の一部を改正する法律案附則第30条、附則第A条及び第B条関係	附則第A条を附則第29条に、附則第B条を附則第31条に、附則第30条を附則第35条に修正	前回審査後に本法案附則が修正されたため